

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800401号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800102号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月20日から平成4年7月31日まで
② 平成20年6月15日から平成23年8月10日まで

請求期間①について、C市D区E町(現在は、F区G町)にあったA事業所において正社員として勤務し、請求期間②について、H市にあったB社において正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、C市D区E町のA事業所において正社員として勤務していたところ、後に2度勤務したI社から提供された請求者が提出したとする履歴書(平成23年11月2日現在)の職歴欄における「昭和47.5 A事業所入社、昭和62.7 A事業所退社」の記載、及び同社提出の労働者名簿(平成15年1月4日作成)の履歴欄における「昭和47年4月A事業所入社、昭和60年1月A事業所退社」の記載から、請求者は当時、A事業所において、請求期間の一部について勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は請求者の記憶及び商業登記簿謄本からC市D区E町のA社であると推認できるが、社会保険オンラインシステム及び適用事業所検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった記録が確認できない。

また、A社に係る商業登記簿謄本の本店所在地及び現在の代表取締役の住所地に照会文書を送付したが宛所不明で送達できない上、請求者も当時の同僚の氏名等を記憶していないため、同社の関係者に照会することができないことから、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間①当時、雇用保険の加入記録によると、A社に係る加入記録は確認できないが、J社（昭和56年4月30日から昭和57年1月19日まで）、B社（昭和59年10月1日から昭和60年7月24日まで）、K社（昭和62年9月7日から昭和63年7月22日まで）、L社（平成3年4月1日から同年6月7日まで）に係る加入記録が確認でき、K社を退職後に基本手当（昭和63年8月23日から同年11月20日までの期間）を受給していたことが確認できる上、オンライン記録によると、J社において雇用保険の加入期間と同期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

2 請求期間②について、請求者は、B社（H市）において昭和59年10月1日から昭和60年7月24日までの雇用保険の加入記録が確認できるところ、請求期間②において再び同社で正社員として勤務した旨陳述をしている。

しかしながら、請求者がI社に提出した前述の履歴書の職歴欄には、請求期間②当時の職歴として「平成16.3M社入社、平成20.10M社退社、平成20.11N社入社、平成20.12N社退社、平成20.12O社入社、平成22.1O社退社、平成22.8P社入社、平成22.9P社退社」との記載が確認できるが、B社に勤務した旨の記載はない。

また、請求期間②当時、雇用保険の加入記録によると、B社に係る加入記録は確認できないが、特定非営利活動法人N社（平成20年8月1日から同年12月14日まで）、O社（平成20年12月15日から平成22年1月10日まで）に係る加入記録が確認でき、同社を退職後に基本手当（平成22年5月5日から同年8月2日までの期間）を受給していたことが確認できる上、オンライン記録によると、O社において、平成21年4月11日から同年12月28日までの期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書（平成25年2月18日提出）における請求者の平成23年分社会保険料額は、C市による平成24年度市民税県民税課税照会回答書を添付した所得状況の回答文書に基づき27,915円と記載されているところ、請求者は平成23年11月4日からI社において厚生年金保険に加入しており、当該金額は同社における1か月分の社会保険料（標準報酬月額19万円）に相当する金額であることから、請求期間②のうち、少なくとも平成23年分については同社以外の厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

加えて、商業登記簿謄本によると、B社は、平成22年3月31日に解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、平成22年2月11日に適用事業所ではなくなっていることから、同日以降は同社に係る厚生年金保険の被保険者は存在しない。

また、B社の元監査役は、元事業主は高齢であり、当時のことを覚えていない旨陳述している上、当時同社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚4人に照会し、一人から回答があったが、請求者のことを知らない旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。